

【清里チャレンジラボ（千草） 利用細則】

本細則は、「清里チャレンジラボ利用規約」（以下「規約」という。）の補足として、清里チャレンジラボ千草（以下「本施設」という。）の利用に関する具体的な運用事項を定めるものです。規約と本細則に矛盾が生じた場合は、規約の定めを優先します。

第1条（利用料金、保険及び支払）

利用料金には、規約第5条に定める施設使用料、光熱費、一般的な電源使用料及び借家人賠償責任保険料が含まれます。

借家人賠償責任保険は、借主の責めに帰すべき事由により、本施設の施設、設備又は貸与備品に損害を与え、借主に賠償責任が生じた場合に、貸主が加入する保険契約の範囲内で補償される場合がある保険です。

ただし、借主の商品、持込品、展示物その他借主が管理する物の盗難、紛失、破損又は損害、借主又は来場者のけが、営業損失、休業損失その他これらに類する損害は、補償の対象ではありません。

故意による損害、保険の補償対象外となる損害、保険金で補填されない損害又は補償限度額を超える損害については、借主が負担するものとします。

保険の補償内容、補償限度額、免責事項その他の条件については、貸主が加入する保険契約の約款その他の定めによります。

7日プランその他の長期利用料金については、別紙「利用概要」に定めるものとします。

冬季期間の暖房費、備品使用料、清掃費、ごみ処理費その他利用に伴い発生する費用については、別紙「利用概要」に定めるところにより、利用料金とは別に借主の負担とする場合があります。

利用料金及びその他の費用は、貸主が指定する方法により、貸主が指定する期日までに支払うものとします。貸主が必要と認める場合は、利用終了後に実費精算を行うことがあります。

第2条（バックヤード設備の利用）

借主は、貸主へ事前に申請し、承認を受けた場合に限り、バックヤードに設置された水道、流し台及び冷蔵庫を利用することができます。

水道、流し台及び冷蔵庫の利用は、借主が申請した利用目的及び利用内容の範囲内に限るものとします。

借主は、設備を衛生的かつ適切に使用し、利用終了後は清掃を行い、貸主が指定する状態に戻すものとします。

冬季期間中は、凍結防止その他施設管理上の理由により、水道及び流し台の利用を制限し、又は停止する場合があります。

第3条（電気機器及び備品の利用）

本施設に設置された電源は、通常の電気機器の使用を目的として利用することができます。

借主が、消費電力の大きい電気機器、複数の電気機器又は特殊な電源を必要とする機器を使用する場合は、あらかじめ貸主へ相談し、その指示に従うものとします。

貸主は、施設の電気容量、安全管理上の理由その他必要があると判断した場合、使用する電気機器の変更、使用方法の変更又は使用の中止を求めることができます。

借主は、過負荷、漏電、発熱、火災その他安全上の問題が生じるおそれがある電気機器を使用してはなりません。

貸与備品を使用した場合は、利用終了後に元の状態に戻し、所定の位置へ返却するものとします。

第4条（広報物の作成及び広報支援）

借主が独自にチラシ、ポスター、SNS 画像その他の広報物を作成する場合は、次の内容を記載するものとします。

- (1) 貸主が指定するロゴマーク
- (2) 「協力：NPO 法人清里観光振興会」
- (3) 「清里チャレンジラボ」又は貸主が指定する名称
- (4) 市営西駐車場に関する案内

ロゴデータ及び表記ルールは、貸主が提供します。

広報物の内容又は表記が不適切と貸主が判断した場合、貸主は修正又は配布・掲載の停止を求めることができます。

貸主は、借主の希望により、営業告知用の共通デザインによるチラシの作成、印刷、新聞折込みその他の広報支援を行うことがあります。

前項の広報支援の内容及び費用は、別紙「利用概要」に定めるものとします。

第5条（音量及び来場者への対応）

音響機器、拡声器又は演奏等を行う場合は、周辺施設及び近隣に配慮し、音量を適切に管理するものとします。

騒音、振動、強い臭気、煙その他により周囲への影響があると貸主が判断した場合、貸主は音量の調整又は利用の中止を求めることができます。

来場者による迷惑行為、路上喫煙、無断駐車その他の問題が生じた場合は、借主が適切に対応するものとします。

第6条（荒天、災害及び緊急時の対応）

災害、荒天、施設管理上の理由その他やむを得ない事情により、貸主が利用の継続が難しいと判断した場合は、利用の停止又は利用内容の変更を指示することがあります。

この場合、貸主は、借主の営業損失、交通費、準備費用その他の損害について補償を行いません。

第7条（駐車場の利用）

借主が利用できる専用駐車場は、原則として1台分とします。

借主のスタッフ、関係者及び来場者その他専用駐車場を利用できない車両は、市営西駐車場その他貸主が案内する駐車場を利用するものとします。

借主が作成するチラシ、ポスター、SNS 画像その他の広報物には、市営西駐車場に関する案内を記載するものとします。

専用駐車場及び市営西駐車場の位置については、別紙「千草レイアウト」を確認するものとします。

第8条（冬季期間における飲料水及びトイレ設備の管理）

冬季期間中は、施設備え付けの飲料水が利用できない場合があるため、借主及びスタッフは飲み水を各自で持参するものとします。

冬季期間中のトイレ及び手洗い場については、凍結防止のため、閉店時に借主が水抜きを行うものとします。

利用時は、開店時に水道の元栓を開栓することで使用できるものとします。ただし、気温、凍結状況その他施設管理上の理由により、利用を制限し、又は停止する場合があります。

水抜きその他の管理方法については、貸主の指示に従うものとします。

第9条（看板及び展示物の取扱い）

営業中に設置するイーゼル看板、パネル、のぼりその他の展示物は、借主に許可されたスペースの範囲内に設置するものとします。

通路、駐車場、歩道その他の共用部分にはみ出して設置すること、又は来場者、通行人その他第三者の通行及び安全を妨げる設置はできません。

営業終了時には、イーゼル看板その他持ち運び可能な展示物を必ず室内に収納し、又は持ち帰るものとします。

貸主が安全管理上必要と判断した場合は、設置場所の変更又は撤去を求めることができます。この場合、借主は貸主の指示に従うものとします。

第10条（来場者数、販売管理及び実績報告）

借主は、営業中の来場者数を把握し、利用終了時に貸主へ報告するものとします。

借主は、貸主から求めがあった場合、販売実績その他の利用状況について、貸主が指定する方法により報告するものとします。

貸主は、借主の業務に支障がない範囲で、貸主が運営する「清里ガレージマーケット」の販売管理業務を借主に依頼することがあります。

前項の販売管理業務を行う場合、貸主は借主に対し、販売専用金庫、売上管理リストその他必要な物品又は書類を貸与します。

借主は、販売管理業務を行った場合、利用終了時まで、売上金、販売数及び売上記録その他貸主が指定するものを返却又は提出するものとします。

第11条（細則の改定）

貸主は、必要に応じて本細則を改定することができます。

改定後の細則は、借主への通知又は貸主が定める方法で周知した時点から効力を生じるものとします。

附則

本細則は、令和8年7月1日から施行します。